

一般競争入札参加要領

平成22年 3月 4日(木)七宗町が行う普通財産(土地等)売払の一般競争入札に参加される方は、次の各事項をご承知のうえ、入札してください。

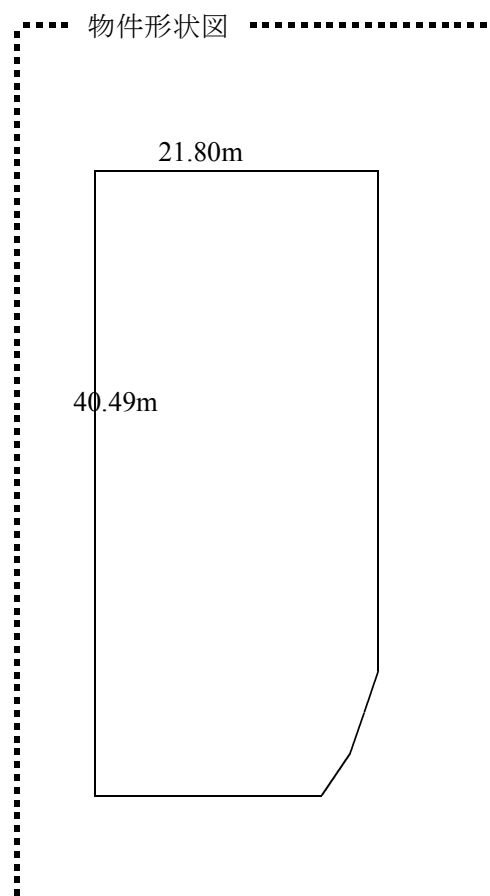
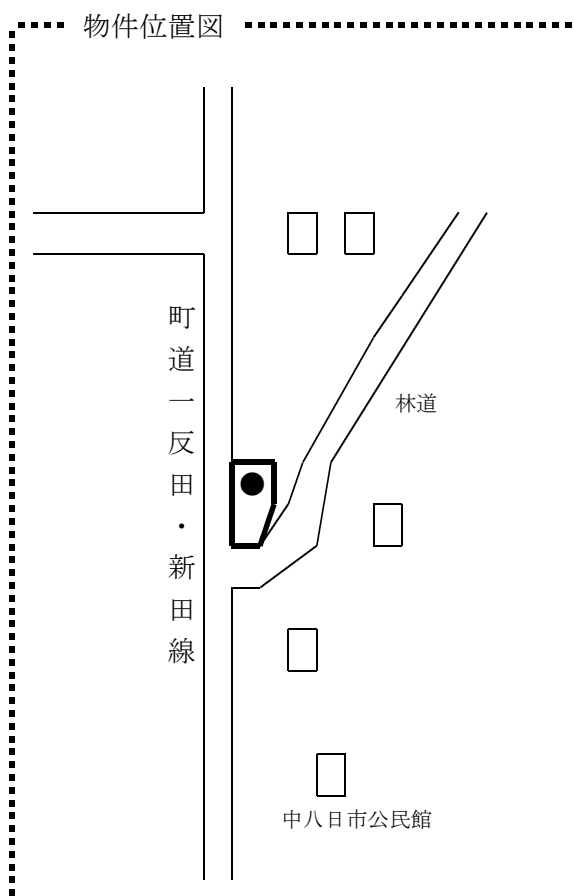
(入札に付する物件)

第1 入札に付する物件は、10頁の入札物件調書記載のとおりです。

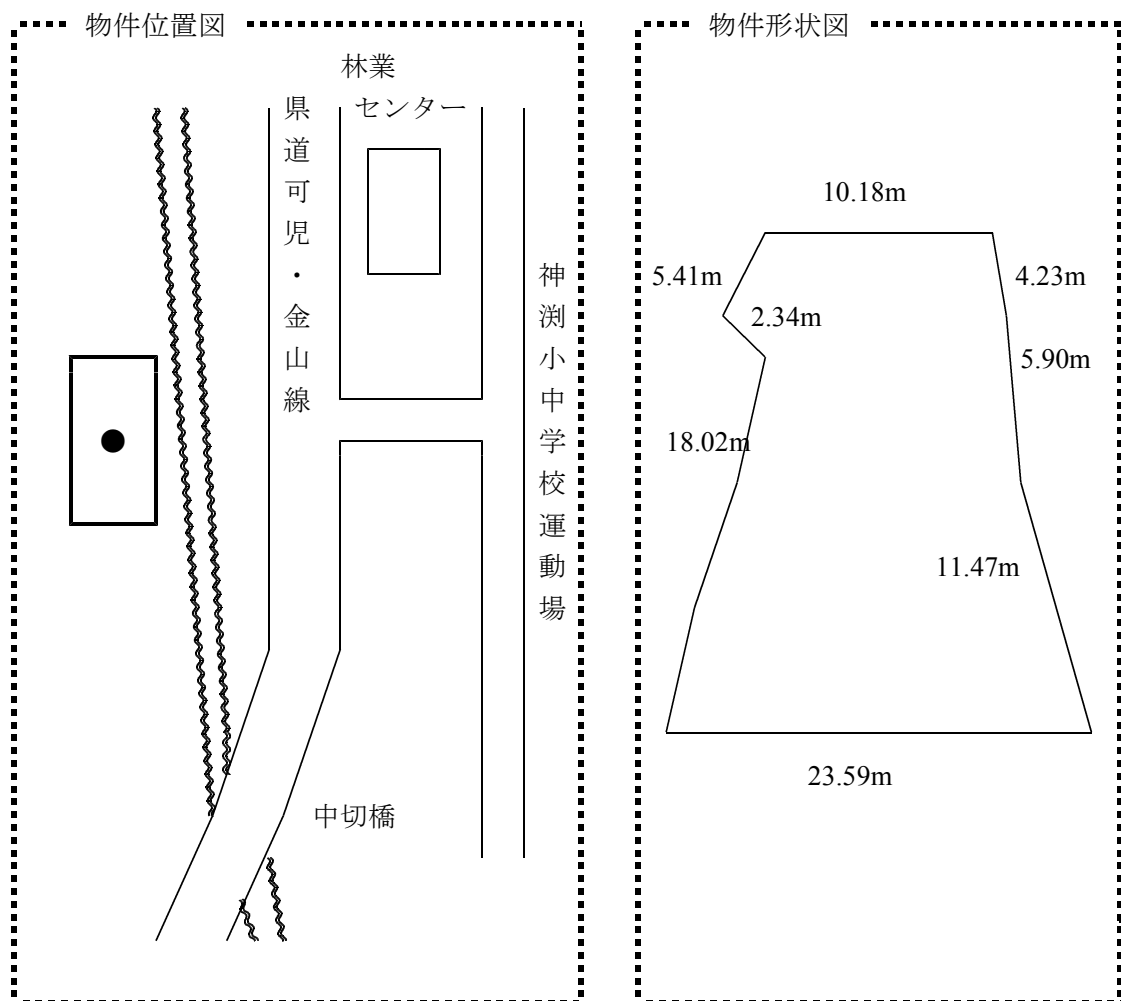
(物件の確認)

第2 物件の現地案内は行いませんので、この案内書をもとに必ず現地をご確認ください。

1. 旧中八日市ゲートボール場跡地



2. 旧神渚校長住宅跡地



(入札に参加することができない者)

第3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者は、この入札に参加することができません。

(契約の条件)

第4 契約の条件については、7頁以降に示す不動産売買契約書の条項をよく確認のうえ、入札に参加してください。

(入札参加申込受付期間及び受付場所)

第5 入札参加を希望する者は、事前に一般競争入札参加の申込受付を必ず済ませてください。受付をしないと入札に参加することができません。また、郵送による申込みは受付しません。

2 入札参加申込受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

受付期間 平成22年 2月18日(木)から平成22年 2月25日(木)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(土・日曜日を除く)

受付場所 七宗町役場 1階 総務課窓口

(入札及び開札の日時)

- 第6 入札及び開札の日時は、次のとおりです。
- | | |
|------|----------------|
| 期 日 | 平成22年 3月 4日(木) |
| 入札時間 | 午前9時00分(時間厳守) |
| 開札時間 | 入札締切後即時 |

(入札及び開札の場所)

- 第7 入札及び開札の場所は、次のとおりです。
- 七宗町役場 2階 会議室

(入札当日にお持ちいただくもの)

- 第8 入札当日にお持ちいただくものは、次のとおりです。
- 1 印鑑(印鑑証明書に使われているもの)
なお、代理人(受任者)が入札する場合は、委任状とともに、委任状に押印した「代理人が使用する印鑑」をお持ちください。
 - 2 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、本人(委任者)及び代理人の使用する印鑑が押印されている委任状(本案内書に添付されているものを使用)が必要となります。
 - 3 筆記用具(黒ボールペン又は、万年筆)
 - 4 『町有財産売払一般競争入札参加申込受付書』第14参照
 - 5 入札書(本案内書に添付されているものを使用)、入札書用封筒(本案内書を参照)

(書類及び資格の事前審査)

- 第9 入札参加を希望する者は、入札参加申込受付期間中に役場総務課へ以下の書類を提出して、事前審査を受けて下さい。
- 1 個人の場合：『町有財産売払一般競争入札参加申込書(本案内書に添付されているものを使用)』『身分証明書』『印鑑証明書』、代理人を定める場合は『委任状』(本案内書に添付されているものを使用)
 - 2 法人の場合：『町有財産売払一般競争入札参加申込書(本案内書に添付されているものを使用)』『現在事項全部証明書』『印鑑証明書』、代理人を定める場合は『委任状』(本案内書に添付されているものを使用)
 - 3 事前審査後、提出いただいた書類一式は、一旦お返しします。

(入札保証金の納付)

- 第10 事前審査後、町が発行する納入通知書(納付書)兼領収証書により、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札参加申込書の提出までに七宗町(町指定金融機関等)へ納付してください。
- ※発行された納入通知書(納付書)兼領収証書の金額欄に入札保証金額を申込者が直接記入して納付してください。
- 2 納入通知書(納付書)兼領収証書は、必ず『入札保証金振込証明書』に貼付して下さい。

(入札参加申込書等の提出)

第11 個人、又は法人は、『事前審査時にお返しした書類一式』、納入通知書（納付書）兼領収証書が貼付された『入札保証金振込証明書』『入札保証金提出書』を申込受付期間中に役場総務課へ必ず提出してください。

(受付書の交付)

第12 入札参加申込書等により、入札保証金の納付が確認できたときに『町有財産売払一般競争入札参加申込受付書』を交付します。

(町有財産売払一般競争入札参加申込受付書の提出)

第13 入札時当日、入札の執行に先立ち、町が発行した『町有財産売払一般競争入札参加申込受付書』を係員に提出してください。

(入札)

第14 入札に際しては、入札執行者の指示に従い、入札者は入札書(本案内書に添付されているものを使用)に必要な事項を記入して、記名押印のうえ、封筒に入れて入札箱に投入してください。

2 代理人に入札を行わせることができますが、この場合は、入札時に係員に委任状(本案内書に添付されているものを使用)を提出してください。ただし、申込時に提出済みの場合は必要ありません。

3 入札の回数は1回です。再度入札は行いません。

4 郵便による入札は認めません。

5 『町有財産売払一般競争入札参加申込書』『町有財産売払一般競争入札参加申込受付書』『入札保証金提出書』『入札保証金振込証明書』『入札書』『委任状』『入札書封印の要領』の記載例等は、13頁以降に添付してあります。

(入札金額の表示)

第15 入札金額は、物件の価格の総額を表示してください。

(入札書の書換え等の禁止)

第16 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(開札)

第17 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行ないます。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせます。

(入札の無効)

第18 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 入札者が同一物件に対し、2通以上の入札書を提出したとき。

2 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札。

3 入札書の金額を訂正した入札。

- 4 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のない入札。
- 5 著しい反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札。
- 6 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した者の入札。

(落札者の決定方法)

第19 開札の結果、町の予定価格（売払最低価格）以上で、入札書に記載された最高入札金額をもって入札した方を落札者として決定します。

- 2 落札者となる同価格の入札者が二者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、同価格で入札した者は、全て「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」を引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない町職員に「くじ」を引かせます。

(入札結果の通知)

第20 開札をした場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に知らせます。

この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札となった旨を通知します。

(契約の締結等)

第21 落札者は、平成22年3月11日（木）までに7頁以降に示す不動産売買契約書により契約を締結しなければなりません。また、契約保証金をご用意いただくこととなります。

- 2 落札者は、売買物件の土地利用等に関して誓約書（本案内書に添付されているものを使用）に記名押印のうえ、町に提出しなければなりません。

(契約の確定)

第22 契約は、町が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(契約保証金)

第23 落札者は、契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を町の発行する納入通知書（納付書）兼領収証書により、七宗町（町指定金融機関等）に納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要がありません。

(入札保証金の返還等)

第24 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札保証金の返還手続きを行いますので、入札保証金提出書の下段に金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。なお、返還には、数日の期間を要しますのでご了承ください。

- 2 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。ただし、契約締結時に売買代金の全額を支払う場合には、売買代金の一部に充当します。

3 入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第23（契約保証金）の例により納付しなければなりません。

（入札保証金の利子）

第25 入札保証金には、利子を付しません。

（入札保証金の没収）

第26 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、町に帰属します。

（売買代金の支払期間）

第27 売買代金は、契約締結時に支払う場合を除き、町の発行する納入通知書（納付書）兼領収証書により、一括して指定期日（契約の締結日から20日以内）までに納付しなければなりません。 売買代金の支払が行われなかった場合には、契約保証金は町に帰属します。

（所有権の移転）

第28 売買代金が完納されたときは所有権の移転があったものとし、直ちに物件を引き渡します。

2 所有権の移転登記は、所有権移転後、速やかに町が行います。

3 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。

（その他）

第29 この要領に定めのない事項については、七宗町契約規則（昭和39年12月25日規則第5号）その他関係法令の定めるところによります。

2 物件は現状有姿とし、町は、隠れた「瑕疵」又は将来地形の変化等によって生じた責めは負いません。

3 税に関するの問い合わせは、次のとおりです。

（1）不動産取得税（県税）

中濃県税事務所 不動産取得税担当 0575-33-4011

（2）固定資産税（町税）

七宗町役場 総務課税務係 0574-48-1111

（3）登録免許税（国税）

岐阜地方法務局 美濃加茂支局 0574-25-2400